

東京拘置所所長 中川忠昭 殿
法 務 大 臣 殿
東京地方裁判所刑事第 14 部御中

要 望 書

2017年7月から東京拘置所に收容されている大坂正明さんは、鼻ポリープのため、2020年の年初以来、両方の鼻がつまり鼻呼吸が全くできない状態になっています。そのため、口内が乾いて苦しい上、発音も正常にできません。匂いがわからず、鼻水が出っぱなしで、左耳の聴力もおちてしまいました。大坂さんは東京拘置所に対して2度にわたり「手術願ひ」を出しましたが、いずれも不許可とされました。東京拘置所の医師は「手術は外へ出てからやりなさい」とか「耳の症状は鼻が治らなければ無理」と言うばかりです。

大坂さんは71歳で高齢です。すでに3年間も独房に拘禁されている上に、鼻呼吸ができない状態は、極めて苦痛だと思います。また、鼻づまりが放置されると睡眠障害、睡眠時無呼吸症候群、集中力の低下などが起きかねません。

「刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律」にも「被收容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずる」(第56条)とあります。東京拘置所は大坂さんの鼻ポリープを切除するための手術を実施してください。

現在、大坂さんの裁判は、公判前整理手続が進んでおり裁判開始も間近に迫っているようです。健康を害しては、十分な裁判準備もできませんし、裁判官の前で意見陳述することも困難です。

東京拘置所で手術できないのなら、東京地裁刑事第14部は大坂さんを解放し、治療が受けられる機会を保障してください。

2021年 月 日

氏名

住所

職業